

現行計画（令和3年度～7年度）における目標の達成状況及び施策の取組状況等

1 目標の達成状況

基本方針		目 標	目標の達成状況			評価等																				
			項目	計画策定時	現状																					
Ⅰ 適正処理の確保	排出事業者及び処理業者における、産業廃棄物の適正な処理の確保を図る。	不適正な野積みをなくす。	不適正な野積み件数（不適正保管等）	（令和元年度末） 17 件	（令和 6 年度末） 11 件	本市の不適正な野積み件数については、現行計画策定時と比べ 4 割減少している。 また、長期継続の大規模事案（1,000 ㎡以上）についても、少しずつ撤去が実施され、規模が縮小されている。 ・野積み件数の推移 <table><caption>・野積み件数（令和 6 年度末）</caption><tr><th>区分</th><th>合計</th><th>不用品回収等</th><th>建物解体・工事</th></tr><tr><td>野積み件数</td><td>11</td><td>3</td><td>8</td></tr><tr><td>1,000 ㎡以上</td><td>1</td><td>1</td><td>—</td></tr><tr><td>300～1,000 ㎡</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>300 ㎡未満</td><td>8</td><td>1</td><td>7</td></tr></table>	区分	合計	不用品回収等	建物解体・工事	野積み件数	11	3	8	1,000 ㎡以上	1	1	—	300～1,000 ㎡	2	1	1	300 ㎡未満	8	1	7
		区分	合計	不用品回収等	建物解体・工事																					
		野積み件数	11	3	8																					
1,000 ㎡以上	1	1	—																							
300～1,000 ㎡	2	1	1																							
300 ㎡未満	8	1	7																							
全ての排出事業者がマニフェストを交付し、その状況を本市に報告する。	マニフェスト交付状況報告提出数（概算）	（令和 2 年度） 約 8,660 件	（令和 6 年度） 約 9,150 件	本市へのマニフェスト交付状況報告の提出数は、現行計画策定時から増加している。 ※ なお、産業廃棄物を排出している事業者全てを本市が把握することはできないため、全体に対してどの程度報告されているか等の算出は困難である。																						
優良産廃処理業者を増やす。（令和元年度末：17 業者）	優良産廃処理業者数	（令和元年度末） 17 業者	（令和 6 年度末） 26 業者	優良産廃処理業者数は、現行計画策定時から増加しており、目標を達成している。																						
Ⅱ 最終処分量の削減	経済性を考慮しながら、産業廃棄物の減量化・リサイクル（3 R）を促進し、最終処分量の削減を図る。	最終処分率を 2.9%以下にする。（平成 30 年度：4.4%）	最終処分率	（平成 30 年度） 4.4%	（令和 5 年度） 3.9% ※速報より	現在、産業廃棄物実態調査により、令和 5 年度の排出・処理状況の算定・とりまとめ中である。 速報によると、前回調査時に比べ、最終処分量は減少している。 ・産業廃棄物排出量・最終処分量・最終処分率の推移 <table><tr><th>項目</th><th>平成25年度</th><th>平成30年度</th><th>令和5年度</th></tr><tr><td>排出量</td><td>213.1</td><td>213.7</td><td>211.3</td></tr><tr><td>最終処分量</td><td>8.9</td><td>9.3</td><td>8.3</td></tr><tr><td>最終処分率</td><td>4.2%</td><td>4.4%</td><td>3.9%</td></tr></table>	項目	平成25年度	平成30年度	令和5年度	排出量	213.1	213.7	211.3	最終処分量	8.9	9.3	8.3	最終処分率	4.2%	4.4%	3.9%				
項目	平成25年度	平成30年度	令和5年度																							
排出量	213.1	213.7	211.3																							
最終処分量	8.9	9.3	8.3																							
最終処分率	4.2%	4.4%	3.9%																							
Ⅲ 効果的・効率的な施策の推進	社会情勢の変化に対応し、排出事業者にとって分かりやすい、効果的・効率的な施策の推進を図る。	—	—	—	—	—																				

2 施策の取組状況

基本方針	基本施策	個別施策	取組状況
Ⅰ 適正処理の確保	1 違法処理廃棄物ゼロの実現	違法行為に対する指導・監視体制の強化	野積みなどの不適正処理事案について、積極的かつ粘り強く調査・指導を行い、改善に努めるとともに、警察や市の関係部署等との情報共有、連携を図っている。 ・不適正処理事案に係る調査・指導件数（令和 6 年度）：531 件（うち保管行為(野積み等)470 件）
		違法行為に対する意識啓発の実施	産業廃棄物の不適正処理につながらないように、土地所有者等（土地の所有者や管理者等）への注意事項を市ホームページに掲載するなど適正処理確保に向け周知を図った。
	2 排出事業者責任の徹底	排出事業者による法令遵守の徹底	「事業ごみ適正処理ガイドブック」や「建設廃棄物の適正処理ガイド」の市ホームページへの掲載、配布、業界団体の研修への講師の派遣等により、法令遵守等に係る周知・啓発を行った。また、建設業者を中心として立入を実施し、適正処理の徹底を図った。 ・排出事業者への立入件数（6 年度）：535 件（うち建設業 504 件）
		市の各施設・部署における適正処理の推進	庁内において、電子manifestoに係る説明会を開催し、排出量が多い部署に対して個別の働きかけを行うなど電子manifesto利用の促進を図った。また、manifesto交付状況報告等の提出について庁内に周知し、確実な履行を図った。
		建設廃棄物の再生利用時における適正処理の促進	「広島市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」に基づき、国、県、市、広島高速道路公社が発注する工事について、建設汚泥自ら利用事業計画書等の提出を求める等、再生利用・適正処理の促進を図った。
		3 処理業者による適正処理の徹底	処理業の許可審査を的確に行うとともに、立入検査により処理基準の遵守の確認を行うなど、適正処理の促進を図った。 ・処理業者数（令和 6 年度末）：収集運搬業 174、処分業 121※本市許可分 ・処理業者への立入件数（6 年度）：189 件
	4 有害廃棄物の適正処理の徹底	処理施設に関する維持管理情報の公表の促進	処理業者における維持管理情報の公表について、必要に応じて指導を行った。
		優良産廃処理業者認定制度の活用 の促進	市ホームページに制度の説明や認定業者を掲載するなど制度の活用を促進し、処理業者の優良化、処理の適正化を推進した。
		P C B 廃棄物の適正処理の促進	P C B 特別措置法に基づく届出等の受付のほか、定められた期間内に P C B 廃棄物の処分を完了させるため、保有する事業者に対して適切な保管及び処分について指導を行った。 また、庁内に対しては、低濃度 P C B 廃棄物の確実な処分に向けて通知及び指導を行った。 ・ P C B 保管・処分状況届出数等（6 年度）：295 件
		アスベストほか有害廃棄物の適正 処理の促進	「廃石綿等適正処理指導に関する方針」に基づき、工事現場でのアスベスト処理に関する処理計画書及び実施報告書の提出を受け付けるなど、適正処理の促進を図った。 ・廃石綿等処理計画書提出数（6 年度）：59 件
Ⅱ 最終処分量の削減	1 減量化・リサイクル（3 R）の促進	多量排出事業者による自主的取組の促進	廃棄物処理法及び県条例に基づき、多量排出事業者（前年度排出量 500 トン以上、特別管理産業廃棄物は 50 トン以上）からの処理計画・実施状況の提出を受け付け、概要を分かりやすく市ホームページに掲載するなど、自主的取組の促進、情報発信の推進を図った。なお、未提出事業者に対しては適宜提出を指導した。 ・多量排出事業者事業場数（令和 6 年度処理計画書提出数）：処理計画書提出 198（うち産廃処理計画書提出 166、特管処理計画書提出 35）
		排出事業者が取り組みやすい環境づくり	「事業ごみ適正処理ガイドブック」に減量・リサイクルの取組例を掲載するほか、市ホームページに個別取組事例を公表するなど情報発信を行った。
		廃プラスチック類等のリサイクルの促進	中間処理業者への立入の際、廃プラスチック類等のリサイクルの促進について働きかけを行った。
		各種リサイクル法の円滑な運用	自動車リサイクル法、建設リサイクル法に基づく許可・届出を受け付け、円滑な法の運用を図るとともに、建設業者への立入指導を行い、適正処理の促進を図った。※建設リサイクル法は各区建築課所管 ・自動車リサイクル法登録業者数等（令和 6 年度末）：引取業 118、フロン類回収業 49、解体業 83、破砕業 3 ・建設リサイクル法届出数（令和 6 年度） 1,621 件 ・建設関係立入件数（令和 6 年度） 504 件
	2 市自らの取組の推進	上下水汚泥の減量化・リサイクルの推進	水資源再生センター・浄水場から排出される汚泥については、脱水等の中間処理を行い、可能な限り減量化するとともに、中間処理後の残渣についても再生利用を行っている。 ・水資源再生センター・浄水場からの汚泥の排出量・自己減量化量（多量排出事業者実施状況報告（令和 5 年度実績）より） 水資源再生センター(4 施設)：排出量計 87.2 万トン→自己中間処理による減量化 97.1%→自己処理後 2.5 万トン→再生利用等 浄水場（3 施設）：排出量計 4.9 万トン→自己中間処理による減量化 94.8%→自己処理後 0.3 万トン→再生利用等
		公共工事等におけるリサイクルの推進	広島市発注工事において、施工者の協力を得ながら建設リサイクルを推進するため「広島市建設工事リサイクル推進要綱」、「建設副産物再資源化促進指針」及び「再生資材使用指針」を運用している。

基本方針	基本施策	個別施策	取組状況
Ⅲ 効果的・効率的な施策の推進	1 事業系廃棄物に関する総合的な対応	ガイドブックによる総合的な意識啓発・指導	「事業ごみ適正処理ガイドブック」、「建設廃棄物の適正処理ガイド」を市ホームページに掲載するほか、適宜配布するなど啓発を行った。
	2 近隣自治体等との連携	災害時における廃棄物処理体制の整備	災害廃棄物の処理について、市の基本的な考え方や処理方針等を示した「広島市災害廃棄物処理計画」を令和２年３月に策定し、令和５年３月に改定した。
		不適正処理の拡大防止に向けた連携	本市、広島県、呉市、福山市、環境省、広島県警察本部及び海上保安本部で構成する「広島県産業廃棄物適正処理推進連絡協議会」を通じた意見交換、合同パトロールなどにより、近隣自治体や関係機関と連携し、不適正処理の拡大防止に取り組んだ。
	3 情報化の促進	双方向コミュニケーションの充実	市ホームページの構成・内容を見直し、分かりやすい情報発信に努めた。
		電子マニフェストの普及の促進	市ホームページへの掲載、リーフレット配布などにより電子マニフェストの利用促進を図った。 現在の利用状況については、本市のマニフェスト交付状況報告における委託処理量に対する電子マニフェストの割合では 65％であり、現行計画策定時に比べ増加している。 ・マニフェスト交付状況報告における委託処理量に対する電子マニフェスト利用割合：令和２年度報告 56.6％→令和６年度報告 65.5％